

3. 軽自動車税

平成31年4月1日現在の課税台数は、2-3表のとおり1,573,929台となっており、前年度と比較して、0.6%の増になっている。これは、課税台数の約50%を占める軽四輪乗用自動車の台数が対前年度比1.8%増と、引き続き伸びたためと思われる。

また、50cc以下・50cc超90cc以下の原動機付自転車、農耕用車両は、減少が続いている。

2-3表 軽自動車税課税台数の推移（「課税状況等の調」第33表）

（単位：台，％）

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	対前年度 伸率	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	266,539	257,843	247,097	235,543	226,121	217,191	△ 3.9	
	50cc超90cc以下	15,711	15,304	14,716	14,313	13,920	13,702	△ 1.6	
	90cc超	45,076	47,641	49,519	51,521	53,360	55,650	4.3	
	ミニカー	4,335	4,453	4,477	4,534	4,658	4,739	1.7	
	小 計	331,661	325,241	315,809	305,911	298,059	291,282	△ 2.3	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊	一 般	二輪車	64,011	64,083	63,741	63,550	64,107	64,846	1.2
		三輪車	50	57	48	41	42	41	△ 2.4
	四輪車	乗用	705,286	741,017	762,933	779,541	797,005	811,736	1.8
		貨物	284,845	283,563	279,657	276,843	275,440	275,780	0.1
	専ら雪上を走行するもの	16	15	7	7	7	8	14.3	
	農 耕 用	54,231	53,566	52,793	51,859	51,048	50,239	△ 1.6	
	特殊作業用	6,545	6,677	6,825	6,893	6,922	6,975	0.8	
	小 計	1,114,984	1,148,978	1,166,004	1,178,734	1,194,571	1,209,625	1.3	
	二輪の小型自動車	69,666	70,371	70,572	71,011	71,681	73,022	1.9	
合 計	1,516,311	1,544,590	1,552,385	1,555,656	1,564,311	1,573,929	0.6		

4. 市町村たばこ税

県内のたばこ消費量は、2-4表に示すとおりで、近年では10年度をピークに11年度以降減少しており、30年度は対前年度比5.1%減となった。

2-4表 たばこ消費量の推移

（単位：千本）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
売り渡し本数	8,540,837	8,427,422	8,164,293	7,660,957	7,270,985
指 数	100	99	96	90	85

（県税務課当該年度申告分）

5. 都市計画税

都市計画税を課税している団体は、28市2町である。

◎市で課税していない団体(9市)

勝浦市、鴨川市、富津市、浦安市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市

◎町村で課税している団体(2町)

酒々井町、栄町

税金については、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を課税標準としているため、固定資産税と同様の傾向を示している。

2-5表 都市計画税の推移(「概要調書」第51表、第54表・「決算統計」第6表)

区分	都市計画 区域指定 市町村数 (イ)	課税市町 村数 (ロ)	左のうち非 線引団体 数	(イ)のうち 課税して いない団 体数	課税標準額 (百万円)		調定額 (千円)	収入額 (千円)
					土地	家屋		
23年度	47	30	7	17	10,843,798	10,038,148	62,889,648	57,543,424
24年度	47	30	7	17	10,671,409	9,132,381	59,742,607	54,912,200
25年度	47	30	7	17	10,613,304	9,364,176	59,790,013	55,603,596
26年度	47	30	7	17	10,674,716	9,666,669	60,279,970	56,665,489
27年度	47	30	7	17	10,745,798	9,587,801	59,858,148	56,694,653
28年度	47	30	7	17	10,820,293	9,905,016	60,563,212	57,882,873
29年度	47	30	7	17	10,833,710	10,215,226	61,070,302	58,734,944
30年度	47	30	7	17	10,986,305	10,149,356	60,987,827	58,963,374
令和元年度	48	30	7	18	11,036,337	10,459,995	-	-
令和元年度 30年度	102	100	100	106	100	103	-	-

※「都市計画区域指定市町村数」～「課税標準額」の欄は、各年度、その前年度の1月1日現在の数値

(例)令和元年度…平成31年1月1日

6. 国民健康保険税(料)

平成30年度末において、県内54市町村のうち、国民健康保険税を採用している団体は42団体、国民健康保険料を採用している団体は12団体である。

30年度の国民健康保険事業会計決算の状況は、2-6表及び2-6図に示すとおり、歳入合計が6,203億円で、前年度に比べ1,259億円の減収(16.9%の減)となった。このうち、保険税(料)収入については、前年度に比べ5.1ポイント減少し、構成比については前年度に比べ2.7ポイント増加した。

これらはいずれも国民健康保険の都道府県広域化の影響によるものであり、構成比のうち大きな割合を占めていた前期高齢者交付金は廃止され、国庫支出金も大幅に減少した一方、県支出金が3,794億円、構成比は62.2ポイント増加した。

2-6表 国保事業会計(事業勘定)決算の状況(「決算統計」第52表)

(単位:千円、%)

区分	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険税(料)	165,873,006	24.2	163,363,237	23.6	158,881,798	20.3	153,404,005	20.1	144,465,042	19.4	137,141,027	22.1
一部負担金	10	0.0	0	0.0	211	0.0	7	0.0	0	0.0	0	0.0
国庫支出金	150,530,794	22.0	150,905,398	21.8	148,624,312	19.0	143,250,781	18.8	140,589,865	18.8	12,713	0.0
うち 財政調整交付金	28,367,261	4.1	26,892,302	3.9	26,826,905	3.4	24,398,077	3.2	25,532,379	3.4	-	-
療養給付費交付金	27,562,004	4.0	22,845,098	3.3	16,916,790	2.2	12,357,945	1.6	7,109,710	1.0	-	-
県支出金	36,266,660	5.3	38,180,758	5.5	38,033,178	4.9	37,849,762	5.0	36,589,896	4.9	415,999,980	67.1
他会計繰入金	46,900,997	6.8	49,135,716	7.1	56,987,560	7.3	54,118,816	7.1	49,703,103	6.7	44,376,037	7.2
基金繰入金	4,245,108	0.6	4,459,497	0.6	3,571,236	0.5	5,123,555	0.7	5,088,696	0.7	2,757,561	0.4
繰越金	17,762,001	2.6	17,464,491	2.5	17,277,842	2.2	13,184,608	1.7	14,406,137	1.9	16,437,151	2.7
前期高齢者交付金	168,195,872	24.5	173,267,293	25.1	179,631,831	22.9	181,033,440	23.7	191,597,234	25.7	-	-
その他の収入	67,852,113	9.9	71,427,124	10.3	164,050,870	20.9	163,538,350	21.4	156,572,533	21.0	3,532,449	0.6
歳入合計	685,188,565	100.0	691,048,612	100.0	783,975,628	100.0	763,861,269	100.0	746,122,216	100.0	620,256,918	100.0

(注)構成比の合計は端数処理の関係で必ずしも一致しない。

2-6図 国保事業会計平成30年度決算内訳

